四　事業の見直し

それぞれの事業については、少なくとも毎年度効果の測定及び評価を行った上で、必要に応じて事業内容等の見直しを行うこと。

五　計画期間、他の計画との関係等

計画期間は、特定健康診査等実施計画（高齢者の医療の確保に関する法律第十九条第一項に規定する特定健康診査等実施計画をいう。）や健康増進計画（健康増進法第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画及び同条第二項に規定する市町村健康増進計画をいう。）との整合性も踏まえ、複数年とすること。

また、特定健康診査等実施計画は保健事業の中核をなす特定健康診査及び特定保健指導の具体的な実施方法等を定めるものであることから、保険者が保健事業を総合的に企画し、より効果的かつ効率的に実施することができるよう、可能な限り実施計画と特定健康診査等実施計画を一体的に策定することが望ましいこと。

なお、策定した実施計画については、分かりやすい形でホームページ等を通じて公表すること。

○厚生労働省告示第百四十号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第八十二条第四項の規定に基づき、国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針（平成十六年厚生労働省告示第三百七号）の一部を次のように改正したので、同項の規定に基づき公表し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月三十一日　厚生労働大臣　田村　憲久

第一の一中「内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）」を「メタボリックシンドローム」に改め、「こととなった。」の次に次のように加える。

さらに、平成二十五年度からは「二十一世紀における第二次国民健康づくり運動（健康日本二十一（第二次））」（平成二十四年厚生労働省告示第四百三十号。以下「健康日本二十一（第二次）」という。）が適用され、健康づくりや疾病予防の更なる推進を図ることとされた。

第一の二中「近年」を「我が国では」に、「、脳卒中、心臓病、がん」を「、がん、循環器疾患、糖尿病、ＣＯＰＤ（慢性閉塞性肺疾患をいう。以下同じ。）」に、「超えるに至っている」を「占めている」に、「についても脳卒中、心臓病、がん」を「についてもがん、循環器疾患、糖尿病、ＣＯＰＤ」に、「食事や運動」を「食生活、身体活動」に改め、「このようなことを踏まえ、本指針は、生活習慣病対策をはじめとして、個々の被保険者の自主的な健康増進及び疾病予防の取組について、保険者がその支援の中心となって、個々の被保険者の特性を踏まえた保健事業を展開することを目指すものである。」を削り、同三を同五とし、同二の次に次のように加える。

三　こうした中で、近年、特定健康診査の実施や診療報酬明細書及び調剤報酬明細書（以下「診療報酬明細書等」という。）の電子化の進展等により、保険者が健康や医療に関する情報を活用して被保険者の健康課題の分析、保健事業の評価等を行うための基盤の整備が進んでいる。

四　本指針は、これらの保健事業をめぐる動向を踏まえ、生活習慣病対策をはじめとして、被保険者の自主的な健康増進及び疾病予防の取組について、保険者がその支援の中心となって、被保険者の特性を踏まえた効果的かつ効率的な保健事業を展開することを目指すものである。

第二の一の1中「に対し」を「の」に、「働きかけるべき」を「支援すべき」に、「が重要であり、効果的かつ効率的な実施に努める」を「は保険者自身にとっても重要である」に改め、同一の2中「個々の」を削り、「被保険者に加えて」を「保健事業への参加率が低い傾向にあると考えられる」に、「、組合管掌健康保険」を「及び組合管掌健康保険」に改め、「活用すること」の下に「などにより他の医療保険者及び地域産業保健センターと連携するなどの工夫をすること」を加え、同一の2の次に次のように加える。

3　保険者は、保健事業の実施にとどまらず、禁煙の推進、身体活動の機会の提供、医療機関への受診勧奨など、被保険者の健康を支え、かつ、それを守るための環境の整備に努めること。

第二の二を次のように改める。

二　健康・医療情報の活用及びＰＤＣＡサイクルに沿った事業運営

保健事業の効果的かつ効率的な推進を図るためには、健康・医療情報（健康診査の結果や診療報酬明細書等から得られる情報（以下「診療報酬明細書等情報」という。）、各種保健医療関連統計資料その他の健康や医療に関する情報をいう。以下同じ。）を活用して、ＰＤＣＡサイクル（事業を継続的に改善するため、Ｐｌａｎ（計画）－Ｄｏ（実施）－Ｃｈｅｃｋ（評価）－Ａｃｔ（改善）の段階を繰り返すことをいう。以下同じ。）に沿って事業運営を行うことが重要であること。

また、事業の運営に当たっては、費用対効果の観点も考慮すること。

第二の五の1中「受診実態」の下に「、活用できる物的・人的資源」を加え、「が、健康診査の結果や保健指導に関する情報、診療報酬明細書等を活用して被保険者の特性、地域の特性及び」を「は、地域の特性、」に改め、「応じた」の下に「効果的かつ」を加え、同五を同六とし、同四を同五とし、同三の1中「内臓脂肪型肥満」を「以下「内臓脂肪型肥満」という。」に改め、同三の3中「あたって」を「当たって」に改め、同三を同四とし、同二の次に次のように加える。

三　生活習慣病対策としての発症予防と重症化予防の推進

生活習慣病に対処するため、二次予防（健康診査等による疾病の早期発見及び早期治療をいう。）及び三次予防（疾病が発症した後、必要な治療を受け、心身機能の維持及び回復を図ることをいう。）に加え、一次予防（生活習慣を改善して健康を増進し、疾病の発症を予防することをいい、健康診査の結果等を踏まえ、特に疾病の発症の予防のための指導が必要な者（以下「要指導者」という。）に対して生活習慣の改善に関する指導を行うことを含む。以下同じ。）を重視し、総人口に占める高齢者の割合が最も高くなる時期に高齢期を迎える現在の青年期・壮年期の世代への生活習慣病の改善に向けた働きかけを重点的に行うとともに、小児期からの健康な生活習慣づくりにも配慮すること。

また、合併症の発症、症状の進展等の重症化予防の推進を図ること。

第三の柱書き中「保険者は」の下に「、第二の保健事業の基本的な考え方を踏まえ」を加え、「傾向にある」を削り、同一の1中「健康診査等実施指針」の下に「等」を加え、同二の2中「必要」を「、必要」に改め、同三中「（過去のものを含む。）」及び「健康診査の受診者の」を削り、同四の1中「いう。」の下に「以下同じ。」を加え、同四の2中「被保険者に対し」を削り、「個人の取組が生活習慣の改善」を「生活習慣の改善が健康増進や疾病予防」に改め、「重要性を」の下に「被保険者に」を加え、同六の1中「保健指導は、」の下に「被保険者の」を加え、「居宅」を「、居宅」に改め、同六の2の㈠中「から」を「、診療報酬明細書等情報等からみて」に、同六の2の㈡中「地域の」を「地域における」に、「介護サービス等の状況」を「介護予防等の実施状況」に改め、同六の3中「受診しない」を「医療機関を受診していない」に改める。

第五の1及び2を次のように改め、第五を第六とする。

一　国民健康保険団体連合会は、診療報酬明細書等情報等を活用した医療費分析や保健事業に関する調査及び研究、保健事業の実施体制を強化するために、保険者に対し、在宅保健師等の派遣、専門的な技術又は知識を有する保健師等による保健事業従事者に対する研修の実施等、保険者が行う保健事業のＰＤＣＡサイクルに係る取組等を支援する事業を行うこと。

保険者はこれらを活用することにより、保健事業の充実を図ること。

また、都道府県等の地域において共同事業を行う場合は、積極的に国民健康保険団体連合会との連携を図ること。

二　都道府県は、当該都道府県の区域内の保険者ごとの健康課題や保健事業の実施状況を把握するとともに、都道府県健康増進計画を踏まえて、保険者や国民健康保険団体連合会における保健事業の運営が健全に行われるよう、必要な助言及び支援を行うなど積極的な役割を果たすこと。

第四の見出し中「事業実施」を「事業運営」に改め、同柱書き中「が保健事業を実施するに当たっては、特に以下」を「は、保健事業の運営に当たって、特に次」に改め、同四中「作り」を「づくり」に改め、同五の1中「有し」を「有するなど」に、「者に委託」を「事業者を選定し委託」に改め、「外部の」を削り、「専門職に委託」を「専門職を活用」に、「も有効」を「が重要」に改め、同五の2の次に次のように加える。

また、事業の終了後は、当該事業の効果について、客観的な指標を用いて評価を行うこと。